

# 後見支援預金手続きの流れ

米子信用金庫

後見開始又は未成年後見人選任の申立て



申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申し出



家庭裁判所による利用適否の検討



後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。



後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して米子信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。



口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- ・口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- ・専門職後見人が選任されていた場合は通常、親族後見人へ管理財産を引き継ぎ、辞任します。